

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「法令順守」「環境保護」「技術革新」を経営の三本柱として、企業価値の継続的強化を目指しています。この経営の三本柱のもと、株主及びその他のステークホルダーに対して、効率かつ健全で透明性の高い経営が実現できるよう経営体制、経営組織を整備し実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社デンコウ	1,619,840	9.41
株式会社大垣共立銀行	857,000	4.98
田中茂宏	603,218	3.50
田中良幸	528,112	3.06
田中尚安	523,136	3.04
田中勝英	522,500	3.03
田中義一	515,810	2.99
サンメッセ従業員持株会	412,000	2.39
花林雅子	344,240	2.00
株式会社十六銀行	340,400	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社、上場子会社はなく、その他重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長屋英機	他の会社の出身者													
石岡秀夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長屋英機			長屋英機氏は、当社取引先である株式会社大垣共立銀行に在籍、同社関係会社である共立ミリオンカード株式会社、共友リース株式会社の出身者です。各社と当社の間には通常の商取引、印刷受注等の取引がありますが、退任後9年(提出日現在)が経過しており、また、その規模、性質から独立性に影響を及ぼすものではありません。	長屋英機氏は、長年にわたり金融業務に携わるとともに企業経営の経験も有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営体制に活かしていただけるものと判断し、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定いたします。

石岡秀夫		石岡秀夫氏は、当社監査役就任前に顧問税理士契約を締結していましたが、監査役就任をもって解約しており、その報酬は多額の金銭その他の財産に該当するものではありませんでした。	石岡秀夫氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、税務署等勤務及び税理士として培われた税務、財務及び会計に関する相当程度の見識を有しており、その専門的な見識を当社の経営体制に活かしていただけるものと判断し、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定いたします。
------	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門である監査室との連携により監査を実施すること、また、監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助する使用人を置いておりませんが、ただし、監査等委員会が求めた場合は、職務を補助すべき使用人を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人による会計監査は、必要に応じて相互の情報、意見等の交換を行うなど、相互連携を強化し、監査の実効性を高めています。また、内部監査部門として監査室を設置し、監査等委員と監査室とは年4回の意見・情報交換を行うなど連携を強化して、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところは安定報酬の上での業績向上を目指しておりますのでインセンティブ付与は実施していませんが、取締役の業績向上意欲を高めるためにも報酬体系については引き続き検討いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していませんので、個別には開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役に区別して各々その総額を株主総会で定め、取締役(監査等委員である取締役を除く)の配分はその資格に基づき、取締役社長が原案を作成、社外取締役と協議のうえ、取締役会に諮り、決定しております。監査等委員である取締役の配分は総額の範囲内において監査等委員の協議のうえ決定しております。なお、平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)報酬限度額は年額200,000千円以内、また、監査等委員である取締役報酬限度額は年額20,000千円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、要請があった場合は、適時サポートしております。なお、取締役会の議題や重要な情報は、事前に常勤の監査等委員に資料又は説明をし、常勤の監査等委員を通じて社外取締役に伝達する仕組みとなっております

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項 更新

現在当社では取締役社長を退任した者1名が取締役相談役となっておりますが、問題視されている相談役や顧問は、社長を退任した者が、取締役にとどまることなく業務執行に強い権限を行使しているのではないかと批判のもと問題視されているものであります。

当社の相談役は取締役として残り、会社法が定める取締役の義務や責任も負っている立場であり、株主総会で就任の是非や取締役報酬額などについて審議されることも義務付けられています。また、取締役であることから、株主に対し説明責任を果たす地位にもありますので、批判のある相談役とは異なっております。

なお、その役割につきましては、社長を補佐し、その豊富な経営経験で当社の業績向上のため引き続き尽力していただくこと及び取引先や経済団体で当社のプレゼンス(存在感)を高める役割を担っていくことであります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)13名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回定時取締役会を開催することとしており、経営上重要な事項を決議及び審議しております。また、執行役員制度を導入し、執行役員会は12名で構成され、月1回開催、それぞれの業務に精通した有能な人材を登用して、特定の業務執行権限の一部を委ねることにより、より機動的かつ効率的な業務運営を図っています。

当社の監査等委員会は、3名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回定期的に監査等委員会を開催しております。

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画に基づき情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議への出席や会計監査人による監査並びに監査室による監査にも適宜立ち会い、取締役の職務執行の監査を行います。また、監査等委員には、税務、会計に知見を有する税理士1名が含まれております。

さらに、社長直轄の監査室が中心となり、財務報告に係る内部統制の整備状況についてモニタリングをしています。

内部監査につきましても、監査室が主要な業務部門を中心に業務監査を実施しております。内部監査担当者は、被監査部門に対して事実の認定、意見の表明、助言及び改善状況の確認を行うとともに、監査等委員及び会計監査人との意見交換により、相互の連携を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役を構成員とすることにより、取締役会の監査監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任できることから、迅速かつ柔軟な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的とし、監査等委員会設置会社を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送を法定期限より早く発送しております。なお、東京証券取引所のウェブサイトや当社ウェブサイトにおいても、招集通知発送日より1週間程度前に開示するようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	特別の事情がない限り、株主総会の第一集中日を回避するようにしております。
その他	ホームページに、招集通知、決議通知を掲載しております。なお、招集通知は、見易さを考慮し、カラー化をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	「IRリリース」「決算短信」「四半期決算」「有価証券報告書」「半期報告書」「招集通知」「決議通知」「株式基本情報」「株主優待」「統合報告書」「IRカレンダー」「よくある質問」「問い合わせ入力フォーム」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を総務部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>統合報告書を発行し、ホームページにも掲載しております。ISO14001を2001年に取得し、2004年には、本社工場が日本印刷産業連合会主体の環境優良工場として経済産業大臣賞を受賞いたしました。また2007年にFSC森林認証制度のCoC認証を取得。2013年には、カーボン・オフセット大賞奨励賞、2015年には、LCA(ライフサイクルアセスメント)日本フォーラム表彰奨励賞、中部カーボン・オフセット大賞貢献賞を受賞、2017年度には、当社統合報告書が「環境コミュニケーション大賞」で優良賞を受賞。</p> <p>2014年度はゼロエミッションを達成し、資源のリサイクルを推進しております。従業員の有志による委員会を設置し、地域貢献、ボランティア活動に努めております。</p> <p>CSR活動 https://www.sunmesse.co.jp/csr/</p>
その他	<p>個人情報保護のため「プライバシーマーク」、情報セキュリティマネジメントシステムである「ISO/IEC27001」の取得をしております。</p> <p><女性の活躍の方針・取組等について> 当社は、女性の活躍促進へ向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児・介護による休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本的な考え方

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の順守を確保するため、順守すべき事項を「社員行動基準」として定め、当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス(法令順守)に関する規程の制定及び内部通報制度を構築するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、運用管理する。
 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、社内規程に基づき、各種会議等の議事録を作成保存するとともに、重要な職務の執行及び決裁にかかる情報について記録し、適切に管理する。
 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、運用管理する。
 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、職務権限に関する規程を制定し、監査室が運用状況を監視する。
 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、関係会社の管理に関する規程に基づき子会社を管理し、子会社は、業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。
 - (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、関係会社の管理に関する規程に基づき子会社を管理し、当社及び子会社のリスクに関して定める規程を制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、運用管理する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、当社取締役等を派遣し、業務執行の監督、監査する。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社及び子会社のコンプライアンス(法令順守)に関する規程の制定及び内部通報制度を構築するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、運用管理する。
 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査等委員会が求めた場合は、監査等委員会の職務遂行を補助するため、監査スタッフを置く。
 7. 上記6の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査スタッフ)は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令には服さず、その任命、異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
 8. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対し、規模や業態等に応じて次の事項を遅滞なく報告するものとする。
 - ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する行為
 - ・内部通報制度による運用及び通報の状況
 - ・毎月の経営状況の重要な事項
 - ・内部監査結果の状況
 9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、当該報告をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記しております。
 10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査等委員がその職務の執行に関して費用の前払等を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理する。
 11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長と半期ごとに1回、監査室と四半期ごとに1回の意見・情報交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指す。
- 内部統制システムの整備状況
- ・企業行動憲章・社員行動基準、文書管理に関する規程、リスク管理に関する規程等の作成、内部通報制度の構築をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた取り組みについて「企業行動憲章」「社員行動基準」「反社会的勢力対応マニュアル」その他社内規程に定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断排除することとしています。
2. 対応統括部署を総務部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。
3. 警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況

- ・会社情報の適時開示の責任者を執行役員管理本部長とし、情報開示担当役員を執行役員経理部長としております。
- ・開示担当部署は、総務部又は経理部としております。

1. 重要事実が発生した場合、各部門より執行役員管理本部長、執行役員経理部長、総務部又は経理部に報告されます。
2. 情報の重要性の判断については、執行役員経理部長、総務部又は経理部を中心に必要部署との協議を通じ、執行役員管理本部長が判断します。
3. 決定事実又は決算情報に関しては、執行役員管理本部長が取締役社長に報告し、取締役会の承認を経て遅滞なくこれを開示担当部署が開示します。発生事実に関する情報については、執行役員管理本部長が取締役社長に報告し、遅滞なくこれを開示担当部署が開示します。

